

令和6年度における 法人税関係の改正について(上)

村瀬 拳

はじめに

令和6年度税制改正においては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととされ、また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとされ、加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行うこととされ、関係法令の改正が行われた。

このうち法人税法（国際課税関係を除く。）の改正では、法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し、公益信託制度改革に伴う寄附金の損金不算入制度の見直し、適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し等の改正が行われ、租税特別措置法等の改正では、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（賃上げ促進税制）の改正、事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度の改正（戦略分野国内生産促進税制の創設等）、特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーションボックス税制）の創設等が行われる一方で、事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われた。

I 法人税法の改正

1 暗号資産

(1) 暗号資産の期末時価評価損益

内国法人が事業年度終了の時（以下「期末時」という。）において有する暗号資産については、次の暗号資産の区分に応じそれぞれ次の方

法により評価した金額をもって、その期末時における評価額とすることとされた。なお、下記②の暗号資産にあつては、時価法又は原価法のうちその内国法人が選定した方法によることとし、その内国法人がその方法を選定しなかった